

19世紀前半オスマン帝国の地方行政官の人事に関する一試論 - トウルハラ県の事例を中心に -

| | |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| メタデータ | 言語: jpn 出版者: 明治大学東洋史談話会 公開日: 2020-11-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 吉田, 達矢 メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/10291/21213 |

《研究ノート》

19世紀前半オスマン帝国の地方行政官の人事に関する一試論
— トウルハラ県の事例を中心に —

吉田 達矢

はじめに

19世紀前半におけるオスマン帝国中央政府の重要課題のひとつが、地方社会に対する中央集権化であった。その前提として、18世紀終わりのオスマン帝国領各地には、「アーヤーン」と呼ばれる地方名士たちが存在していた。彼らのなかには、徴税請負権、州総督 (vâli) や県令⁽¹⁾などの官職、大農地 (çiftlik) 経営、多数の私兵などを権力基盤として中央政府から半ば自立した勢力となる者もいた。しかし、中央政府にとってはロシアなどとの度重なる戦争にはアーヤーンたちの兵力が必要であったため、彼らを一掃することも難しく、なかなか地方社会を直接統治できない状態であった。それでも、ロシアとの戦争 (1806~12年) やセルビア蜂起 (1804~13、15~17年) が収束していくと、1820年頃までには武力討伐や財産没収などにより、アーヤーンたちの地方社会における影響力は次々と解体されていった。そして、中央政府は、地方社会に対する改革を実行するための土台作りを徐々に進めていった。

それでは、19世紀前半において、中央政府は中央集権化の要となる州総督や県令などの地方行政官にどのような者たちを任命し、その人事には何らかの傾向といえるようなものがあつたのだろうか。たとえば、地方や年代ごとに人事の特徴は見出せるであろうか。このような考察は、オスマン帝国中央政府が19世紀前半において進めた一連の改革のなかで、地方に対する中央集権化政策とは具体的にどのようなものであつたのか、地方社会を具体的にどのように統括しようとしていたのか、という問題を明らかにすることに繋がっていくだろう。

以上を踏まえて本稿では、19世紀前半における、現在のギリシア中部に存在していたトウルハラ Tırhala 県 (livâ, sancak) の、とくに県令の人事について考察する。具体的には、中央集権化政策が行われるようになったマフムート2世期 (1808~39年) から、トウルハラ県が州 (eyâlet) に昇格した⁽²⁾ 1854年前半までの期間における人事傾向を、主に刊行史料を利用して分析を行う。

なお、県令は君主の承認に基づいた勅令によって任命された (Özdemir 1986: 143; Örenç 2006: 377) が、選出過程については不明な点が多い。一方、州総督の場合は、内務省 (Dâhiliye Nezâreti) が設立されるまでは、大宰相府内における実務官僚のトップであつた大宰相公用人 (sadâret

kethüdâsi) が候補者リストを作成し、大宰相 (sadrızam) に提出した。大宰相はその中から適任者を選び君主に上奏した。その後、君主の勅令によって任命された (Kılıç 2009: 45)。恐らく県令の選出も州総督と同じ手続きをとっていたと思われる。また 1840 年代後半の事例として、クブルス Kıbrıs (キプロス島) 県県令の人選が最高評議会 (Meclis-i Vâlâ) において話し合われていた (Çoruh 2013: 320)。このように、県令の人選は国家にとって重要事項であった。

1. 先行研究と史料

(1) 先行研究

オスマン帝国の地方行政官の人事について言及している先行研究は数多く存在するが、とくに 18～19 世紀前半の県令の人事に関するものとして、以下のものが挙げられる。

1785～1840 年のアンカラ Ankara 県について考察したオズデミルは、セリム 3 世期 (1789～1807 年) やマフムート 2 世期の県令に関して、博識 (bilgili)、経験豊富 (tecrübeli)、信用できる人物が選ばれるように注意が払われていたと述べている (Özdemir 1986: 146)。『イスラーム百科事典』の「mutasarıf」の項では、マフムート 2 世期頃に県令が任命される際に、地域の特徴、県の治安 (sancağın güvenliği)、前職での実績 (önceki görevinde gösterdiği başarılar)、臣民への態度 (halka karşı tavırları) などが注視されたと記されている (Örenç 2006: 377)。19 世紀半ばのクブルス県令についてチョルフは、1840 年代～50 年前半までの歴代の県令に関して述べている箇所において、ここでは各県令の任期はいずれも 2 年未満であったこと、県令を選ぶ際には有能な (ehliyetli) 者であること、具体例として、イスマイル・アディル・アーİsmail Adil Ağa という人物は、良い心構えを持つ者 (iyi niyet sâhibi)、職務に有能 (hizmetinde liyakatlı)、臣民への寛容な振る舞い (ahâliye hoşgörüyüyle davranan)、これまでの官職での実績が考慮されて、候補に挙がったことなどを述べている (Çoruh 2013: 311-320)。ギュネシュは、1840 年代に県令の別名であったカイマカム職 (kaymakamlık) に関する研究書のなかで、注視が必要な (hassas) 場所のカイマカムには統治に関して才能や経験がある者が望まれていたと指摘している。さらに、その根拠として文書史料⁽³⁾に依拠して、トゥルハラ県の場合はギリシアに対置していることや注視が必要な場所であるので、中將 (ferik) の位階 (※筆者補足：すなわち、武官) であり、経験豊富で聡明な (dirâyetli) 者から県令は求められたとしている (Güneş 2014: 110)。1841～1902 年間におけるクデュス Kudüs 県 (現在のエルサレム周辺) 県令の人事を分析したサトゥシュは、任期は 1～2 年であったこと、様々な場所での職務や中央政府の上位職を経験した者が任命される傾向にあったとしている (Satış 2015: 565-566)。また、トゥルハラ県に隣接するセラーニキ Selanik 県の 18 世紀後半における県令人事について考察したインバシュは、半世紀の間に県令に任命されたのは 58 人であり、任期が一

番長い者でも1年7か月であったことなどを述べている (İnbaşı 2016: 535-537)。

以上の先行研究から、18～19世紀における県令の任期は概して1年～1年半程度であり、能力や経験や各県の特徴が考慮されて人事が行われる傾向にあったことなどがいえるだろう。ただし、上記の先行研究における考察対象の時期は18世紀後半、セリム3世～マフムート2世期、多岐にわたる改革が本格的に実行されていったタンズィマート期 (1839～76年) (以降) のいずれかであり、マフムート2世期の人事とタンズィマート期の人事との相違点、すなわち、同じ中央集権化が実施された時期の比較という視点はなかったといえる。これらの点を踏まえ、以下では、上記のような先行研究の指摘はトゥルハラ県県令の人事にも該当するのかということや、トゥルハラ県県令人事独自の特徴は見出せるのかなどの問題について考察する。

(2) 史料

本稿では以下のような史料を主に利用した。

官撰年代記：それぞれが扱う時代範囲は、AT: 1804～09年、TŞ: 1808～21年、ET: 1821～26年、TC: 1774～1826年、LT: 1826～76年。なお、AT、TŞ、ETは同時代史料といえるが、TCとLTは19世紀後半に編纂された史料である。

逐次刊行物：TVはオスマン帝国の官報であり、1831年より刊行された。CHはオスマン帝国政府の資金援助によってイギリス人チャーチルによって1840年より刊行された「半官半民」の新聞である⁽⁴⁾。

年鑑：SDはヒジュラ暦1263年(1846/47)以降、毎年刊行された国家年鑑であり、官職録といえるものである。各年の県令は誰であったのかを確認することができる。ただし、ある年の年鑑の編集はその前年の末になされるため、その年鑑に記されている情報は、実はその表紙に記されている年のものではなく、正確にはその前年末のものであった (長谷部 2018: 92)。このほか、教育省の年鑑 (SM) も利用した。

これら以外には、NVやTAなど19世紀後半に記された年代記、オスマン朝初期から19世紀末までを扱う紳士録SOや大宰相の列伝VHも利用した。とくにSOについては、全員の経歴が全て正確に記されているとは言い難いが、経歴を知るためには最初に参照すべき基本史料である。

2. トウルハラ県の概要

(1) 時代背景と行政区分

トゥルハラ県は18世紀まではルメリ州 (Rumeli Eyâleti) に属する県であり、1770年代から1820年前後までの間は、有力なアーヤーンのひとりであった、ヤンヤ Yanya (現ヨアニンナ) を中心

に現在のギリシアとアルバニア南部を主な勢力範囲とした⁽⁵⁾テペデレンリ・アリー・パシャ（表1の番号1、以下、アリー・パシャ）およびその一族の影響下にあった。

1820年にアリー・パシャおよび彼の一族が討伐された頃より、ペロポネソス半島を中心に所謂「ギリシア独立戦争」（1821～29年）が勃発すると、トゥルハラ県の中心都市イエニシェヒル Yenışehir-i Fenar（現ラリサ）はオスマン軍の前線基地や集結地となり、トゥルハラ県内においてもたびたび戦闘が起きた（TŞ; ET）。1830年にギリシア国家の成立が承認されて、1832年に国境線が画定されると、トゥルハラ県はギリシア王国と国境を接するオスマン帝国側の国境地帯の県となった。以降の行政区分は、1831年時点ではルメリ州に属していたが（Akbal 1951: 619）、1840年3月には軍管区の区分としてセラーニキ県と合併し（TV194: 1）、遅くとも1845年11月までに行政区分はセラーニキ州に属するようになった（TV293: 1）。ヒジュラ暦1267年（1850/51）にはヤンヤ州に属するようになった（SD5: 70）。1854年前半には騒乱が発生したが、同年3月から遅くとも7月までの間にはトゥルハラ州が成立し（TV507: 3）、1856年2月にはトゥルハラ州とヤンヤ州が合併し、州総督はトゥルハラ側に滞在するようになった（TV538: 1; 542: 1）。なお、トゥルハラ県は1850年代前半時点では10の郡（kazâ）で構成されていた（SD9・10）。

また、「ギュルハネ勅令」と呼ばれる、以降に実施される改革の基本方針を示した勅令が1839年11月に公布されてから、1876年まではオスマン帝国史ではタンズィマート期と呼ばれ、多岐にわたる分野において本格的な改革が実行された。地方行政改革も行われたが⁽⁶⁾、全国一斉に行われたわけではなく、各地方の情勢に応じてその適用時期も異なった。トゥルハラ県の場合は、比較的早い1840年2月にはタンズィマート改革が適用されることになった。

(2) 地理と人口

トゥルハラ県は広大で肥沃な盆地（テッサリア平原）を中心とする現在のギリシア中部にあるテッサリア地方とほぼ重なる。18世紀末～1820年まで、トゥルハラ県とその周辺でアリー・パシャとその息子たちが所有する大農地は119にも達した（Sezer 2005: 340）。それらの大農地では、小麦、綿、羊毛、皮革、オリーブなどが生産されていた。アリー・パシャとその一族が討伐された後は、大農地は全て国家が接収した。また、18～19世紀半ばには絹や綿の織物を輸出し（Serbestoğlu 2014: 1075）、大変豊かな県であった⁽⁷⁾。

人口は、15世紀以来、ムスリムが総人口の3割を越えることがなかった。1833/34年でムスリム男性11179人・非ムスリム男性69214人、1871/72年でムスリム39428人・非ムスリム150474人であった。つまり、住民の大多数が非ムスリムであり、さらにその殆どがギリシア系正教徒であった（吉田 2005: 250）。

3. マフムート2世期のトゥルハラ県県令

(1) 1810年代のトゥルハラ県県令

就任や離任の年月日を確定できない場合が多いが、マフムート2世期のトゥルハラ県県令は表1のようである。

1780年後半から討伐される1820年前後までの間、アリー・パシヤ及びその息子たちがトゥルハラ県県令の地位を占めることが多かった⁽⁸⁾。実際、トゥルハラ県県令は1808年から11年以上にわたって、アリー・パシヤと彼の息子ヴェリーユウディン・パシヤ(番号2、以下、ヴェリー・パシヤ)が占有したようである。この背景として、他地域では1810年代からアーヤーンの討伐や勢力の減退が試みられていたが、セルビア蜂起の鎮圧にヴェリー・パシヤの兵力が必要であった(TŞ1: 696)ように、彼らの軍力は当時のオスマン帝国にとっては欠かせないものであった。このため、現況を追認するようなかたちで、中央政府はアリー・パシヤと彼の息子ヴェリー・パシヤがトゥルハラ県県令職を継続して保有することを認めたと考えられる。つまり、県令に就任するためには中央政府の承認が必要であったものの、1810年代までは中央政府はトゥルハラ県県令職就任者を自由に選出できない状態であったといえる。

ところが、1819年に中央政府はアリー・パシヤの討伐を決めたようで(Feyzioğlu 2016: 169 (n.36))、同年11月にヴェリー・パシヤはトゥルハラ県県令を解任された。中央政府がトゥルハラ県を再び管理下に置くようになったのは、1819年11月以降であったといえる。

以下では、ヴェリー・パシヤ以降のトゥルハラ県県令について、表1の各項目について検討していく。

(2) 表1の分析

① 就任人数と任期

1819～39年までの間にトゥルハラ県県令に就任した者は延べ14人(番号3～16)である。ただし、そのうちナムク・アリー・パシヤ(番号5・10)、レシト・メフメト・パシヤ(番号6・12)、ムスタファ・ヌーリー・パシヤ(番号14・16)が2度就任しているため、実際に就任したのは11人であった。就任期間は、1年未満は6人(番号3・6～9・11)、1年～2年未満は4人(番号4・5・10・12)、2年以上は4人(番号13～16)であり、一番短くて「約5ヶ月」(番号7)、一番長いのは「最長で約3年5ヶ月」(番号13)であった。さらに考察区分を分けると、ヴェリー・パシヤの解任から1829年までの間に県令に就任したのは10人(番号3～12)で、就任期間が一番短いのは上記と同じ「約5か月」、一番長いのは、「約1年3ヶ月」(番号4・5)であった。一方、1829～39年の期間にトゥルハラ県県令になった者はマフムート・ハムディ・パシヤ(番号13)か

らムスタファ・ヌーリー・パシャ（番号16、2度目）までの4人である。そして、それぞれの任期は2年2ヶ月～3年5ヶ月であった。つまり、1820年代と30年代を比べると、30年代のほうが就任者の任期が長かったといえる。

②位階

位階については、番号3以外は全員「宰相位（vezâret）」でトゥルハラ県県令に就任している。このように、トゥルハラ県県令に任命される者がほぼ「宰相位」を保持していたことは、18世紀後半と同様の傾向である（Kılıç 2010: 1027, 1031）。

③前職

トゥルハラ県県令に就任する前の官職については、マフムート・ハムディ・パシャ（番号13）は宰相（vezir）であったことしか分からず、マフムート2世の秘書官（sırkâtib）であったムスタファ・ヌーリー・パシャ（1度目、番号14）だけが中央の要職からの転任であった⁹⁾。他の者たちはいずれも地方の官職からの転任であった。さらには、上記2人とレシト・メフメト・パシャ（1度目、番号6）、エブー・ベキル・スウドク・パシャ（番号8）以外の者たちはいずれもバルカン半島かペロポネソス半島における官職からの異動であった。

④経歴

スレイマン・パシャ（番号3）はアリー・パシャのライバルであったイブラヒム・パシャの息子であり（Feyzioğlu 2016: 63-64）、バルカン各地の県令を歴任した。次のマフムート・サービト・パシャ（番号4）はセラーニキに比較的近いドウラマ Dırama の名望家であり、トゥルハラ県県令就任前は大麦調達官（arpa emini）も務め、アリー・パシャの討伐では戦闘も行っている。次のナムク・アリー・パシャ（番号5）は、ギリシア独立戦争の真っ只中であってモラ Mora（ペロポネソス半島）派遣軍を率いていたフルシド・アフメト・パシャ Hurşid Ahmed Paşa の「門下」であり、恐らく彼の意向によってナムク・アリー・パシャはトゥルハラ県県令となった。レシト・メフメト・パシャ（番号6）は当時のオスマン帝国屈指の実力者であったヒュスレヴ・メフメト・パシャ Hüsrev Mehmet Paşa の「門下」であり、様々な場所の守備隊長や県令を歴任し、アリー・パシャの討伐軍にも加わっていた。次のメフメト・パシャ（番号7）とエブー・ベキル・スウドク・パシャ（番号8）も様々な場所の行政官職を務めてきた。サーリフ・パシャ（番号9）は主にバルカン半島の様々な場所の守備隊長や県令を歴任した。オメル・パシャ（番号11）は元々アリー・パシャの配下（太刀持ち（silahdâr））であり、帝国軍に降った後はヤンヤやアルバニアで守備隊長や県令を務めた。マフムート・ハムディ・パシャ（番号13）の経歴の多くは不明であるが、1821年に大宰相になったベンデルリ・アリー・パシャ Benderli Ali Paşa の太刀持ちを務めたことがあった。さらには、トゥルハラ県県令就任中にボスニアにおける騒乱の鎮圧を命じられている（TL3: 668）ことから、何らかの軍事経験もあったと推測される。ムスタファ・ヌーリー・パシ

ヤ（番号14）は1812年頃に宮廷に入って以来、トゥルハラ県県令に就任するまで宮廷職しか務めてこなかった。エミン・メフメト・パシヤ（番号15）は上記のレシト・メフメト・パシヤの息子であり、バルカンで様々な官職を歴任した。

⑤その他

出身地に関しては、2度目の就任となる番号10・12・16を除いた11人中、トゥルハラ県近隣のバルカン半島やペロポネソス半島出身者は6人（番号3～5・8・9・11）であった。

また、殆どの者がトゥルハラ県県令就任時あるいは就任中に他の官職も兼任した（番号3～7・10～13・15・16）。とくに治安維持や軍事のものが多（番号3～5・7・10～12）。

(3) 章結

マフムート2世期、とくに1819年以降のトゥルハラ県県令の人事傾向をまとめると、まず1820年代と30年代ではその傾向は異なっていた。

ギリシア独立戦争が行われていた1820年代は、任期が1年未満の者が多かった。この要因として、トゥルハラ県においても戦闘が起こり、県令も戦う必要があり、戦況の影響を受けていたためと思われる。1820年代における人事のその他の特徴として、トゥルハラ県に比較的近い場所の出身者が多かった点からは、県令に任命される条件のひとつとして、地域の情報をある程度有している必要があった。これも治安が不安定であったトゥルハラ県を統治するために重要な資質と考えられていたのだろう。また、軍事職を兼任する者が多かったことから、軍事経験も重視されていたといえる。実際、マフムート・サービト・パシヤは就任中に叛徒の鎮圧に何度か赴いているし（TS2: 1208, 1242, 1289）、レシト・メフメト・パシヤも県令就任後は幾つかの戦闘で勝利しているし（ET: 246; TC12: 79, 82）。ナムク・アリー・パシヤは任期中に捕虜となってしまっている。

一方、1830年代は、1820年代よりも各就任者の任期は長かった。ムスタファ・ヌーリー・パシヤは長年マフムート2世の秘書官を務め、2回目の就任後に陸軍大臣となったことや、エミン・メフメト・パシヤは大宰相となったレシト・メフメト・パシヤ（番号6・12）の息子であったことから、両者とも当時の実力者であった。実際、両者ともに複数の県の県令を兼任していたのは、トゥルハラ県県令だけではその地位に見合わなかったためであろう。また、前者は長年マフムート2世の側近であったのは有能だったためと考えられるとともに、2度トゥルハラ県県令となっている。後者も後述するように、1840年に僅かの期間ながらトゥルハラ県の治安維持の任も担当した。つまり、両者とも才能や地方統治者としての能力を認められていた。このことから、ギリシア独立戦争終結後の復興のために、有能な者による安定した統治が行われるように配慮されていたと思われるが、現時点では推測の域を出ない。

就任理由に関してはムスタファ・ヌーリー・パシャの事例⁽¹⁰⁾以外は刊行史料に記されていないが、1820・30年代の各トゥルハラ県令の選出と任命に際しては、①何らかの軍務経験があること、②地域の情勢をある程度知っていること、③3人が2度就任したことから県令としての実務経験、という3つの要素が重要視されていたといえるだろう。なお、兼任者が多かったことは帝国の人材不足という背景があったと思われる。

4. タンズイマート期前半のトゥルハラ県令

(1) 1840～42年のトゥルハラ県

1839年のギュルハネ勅令によって、本格的に地方社会に対する改革が行われるようになった。とくに重視されたのが税制の改革であった。徴税請負制が廃止となり、各地に徴税官 (muhasıl) が派遣された⁽¹¹⁾。トゥルハラ県は3つの徴税区に分けられ、3人の徴税官が担当した。1840年2月には、門衛長 (kapıcıbaşı) ヒンメット・アーHimmet Ağa、ガラタ長官代理 (Galata nâzırı vekîli) アフメト・エフェンディ Ahmed Efendi、御馬番 (Rikâb-ı hümâyûn) で門衛長でもあったサーリフ・ベイ Salih Beğ が派遣された (TV193: 2)。同年4月では、ハサン・パシャ Hasan Paşa 中將、イエニシェヒルの名士で門衛長 (Yenişehir vücûhundan kapıcıbaşı) でもあったネジブ・ベイ Necip Bey、上記のアフメト・エフェンディが担当していた (Feyzioğlu 2009: 87)⁽¹²⁾。しかし、同年4～7月の間には、治安維持の任 (umûr-ı zabtiye) と徴税官職を兼ねて砲兵工廠中將 (Tophâne-yi 'âmire feriki) のハッジ・アリー・パシャ Hacı Ali Paşa が任命された (Bayraktar 2012: 19)。

一方、軍管区としては、1840年2月頃にトゥルハラ県とセラーニキ県が合併して、トゥルハラ県には元帥 (müşir) がイエニシェヒルに、セラーニキ県には中將が駐屯することになった。そして、エミン・メフメト・パシャ (表1の番号15) がその任に任命された (TV194: 1)。しかし、遅くとも同年7月にはエミン・メフメト・パシャは解任させられ、かわりにナムク・メフメト・パシャ (表2の番号1) が就任した (TV202: 2)。そして、ナムク・メフメト・パシャは1842年2月以降は県令 (kaymakam) となった。一方、1840年4～8月頃の別の史料では、「トゥルハラ・セラーニキ両県 (担当) のエミン・(メフメト)・パシャ元帥」と同時に、「トゥルハラ県 (担当) のハッジ・アリー・パシャ中將」とも記されている (Feyzioğlu 2009: 113)。

以上のように、1840～42年の間は、トゥルハラ県は徴税の管区と軍管区が分かれ、しかも頻繁に人事の交代が行われた。このため、誰を県令とみなすかの判断が難しいことから、この期間は人事傾向の考察の対象外とした。

(2) 表2の分析

①就任人数と任期

ナームク・メフメト・パシヤ以降をトゥルハラ県令とみなすと、1840年7月～54年半ばまでの間にトゥルハラ県令に就任した者は延べ15人であり、ジィヤーエッディーン・メフメト・パシヤ（以下、ジィヤー・パシヤ）のみ2度就任している（番号5・9）。就任期間については、1年未満は10人（番号1・2・4・5・6・8・9・11・14・15）、1年以上～2年未満は4人（番号7・10・12・13）、2年以上は1人（番号3）であった。

②位階

就任時の位階については、不明が1人（番号2）、宰相位は4人（番号4・9・14・15）、宰相位の下位階 mir-i miran 位は8人（番号5～8・10～13）、中將位は2人（番号1・3）であった。

③前職

トゥルハラ県令に就任する前の職については、中央の官職に就いていたのは財務大臣であったサフヴェティ・ムーサ・パシヤ（番号4、以下、ムーサ・パシヤ）のみである。また、サーミー・アブドゥラフマン・パシヤ（番号10）とキヤーニ・メフメト・パシヤ（番号12）はムスル Mısır（エジプト）において官職に就いていた。バルカン側の州総督や県令だったのは6人（番号2・5・7・9・11・14）、アナトリア側の州総督や県令だったのは3人（番号6・13・15）、軍事職に就いていたのは3人（番号1・3・8）であった。

④経歴

経歴としては、宮廷→軍が3人（番号1・3・14）、文官（mülkiye）は7人（番号2・4・6・7・10・11・12）⁽¹³⁾、軍→文官は2人（番号5・8）、文官としての経歴と武官としての経歴が混在しているのは2人（番号13・15）であった。

⑤その他

出身地に関しては、不明な者が多く、イスマイル・ラフミ・パシヤ（番号9）とサーミー・パシヤ（番号12）のみトゥルハラ県に比較的近い場所の出身であった。ただし、両者とも出身地との関係はあまり見いだせない⁽¹⁴⁾。また、兼職した者は見出せなかった。

(3) 就任理由

上述のハッジ・アリー・パシヤの場合は、「有能（ehliyetlü）」、「規則正しい（rabitaluca）」、「分別がある（söz anlarca）」、「有能（liyakatlüce）」、「聡明（dirayetlüce）」、「誠実（sadık）」などの特徴が考慮された（Bayraktar 2012: 19 (n. 43)）。

1840年3月時点でのトゥルハラ県を統治する者の条件として、「治安維持の実施に尽力し、生来の気質として勇敢（şecâ'at）である者が元帥位で任命」とされたうえで、「以前にその周辺に長

期間滞在して施政を行ったことで、その情勢に精通していること」からエミン・メフメト・パシャが適任とされた (TV194: 1)。

ナームク・メフメト・パシャ (番号1) は聡明 (dirayet) や有能 (kabiliyet, liyakat, kudret) という気質が評価されて、トゥルハラ県担当の中将に任命されている (Bayraktar 2012: 22)。

ハサン・パシャ (番号2) の就任理由としては、「かねてよりトゥルハラ県令であるナームク・パシャ閣下は思慮深い中将 (reviyetkârân-ı ferikan) の1人であるとしても、3県の前財務担当官であったハサン・パシャ閣下はその周辺について (ナームク・パシャと比べて) より詳しく、行政でも高い能力を示して巧み (idâre-i umûr-ı mülkiyece liyâkat ve mahâreti) であり、これまでの職務でもまた素晴らしい行動を示し、尽力した。そして、経験豊富で高い能力をもつことや、セラーニキ州元帥オメル・パシャ閣下もまたハサン・パシャを気に入っている」などと記された (TV248: 2)。

ムーサ・パシャ (番号4) の場合は、「(トゥルハラ県の) 地位の重要性により (hasbe'l-mevki') (トゥルハラ県令は) 宰相の1人が引き受け、統治に注視し、臣民への (陛下の) 尊き衷心に適合し、状態や治安を向上させることが必要であるので、元帥たちのなかから1人が任命… (中略) …前財務大臣のサフヴェティ・(ムーサ)・パシャ閣下は完全な能力 (dirâyet-i kâmile) や知性 (fetânet) を備えた」 (TV293: 1) としてトゥルハラ県令となった⁽¹⁵⁾。

ミュニブ・メフメト・パシャ (番号6) の場合は、アレppo方面の出身 (Haleb tarafı ahâlîsi) で、長い間エジプトで勤務した後にオスマン帝国側に避難 (dehâlet) してきた人物であり、バルカン側に来たことがなく、習慣も知らないのにトゥルハラ県令に任命されたことは「驚きの人事 (umûr-ı müteccibe)」と TL で記されている (TL8: 1241)。

イスマイル・ラフミ・パシャ (番号7) の就任理由として、「能力と十分な視野と知性や資格を備え、行政のやり方をよく知っている陛下の下僕であり、名士や臣民や役人とともに、トゥルハラ県を適切に統治に尽力することは疑いないために…」とされている (TV317: 1)。

ジイヤ・パシャの2度目の就任 (番号9) の理由は、「現在まで職務に誠実に行動し、以前にもトゥルハラ県令として素晴らしい行動を実施したことから…」とされている (TV392: 2)。

以上からは、人事の傾向として、行政能力や地方行政官としての経験が重要な要素であったことがうかがえる。

また、1854年1月には隣接するヤンヤ県で騒乱が発生するが、そのような状況を踏まえて、それまでの軍歴からアリー・ルザー・メフメト・パシャ (番号14) がトゥルハラ県令に任命されたと思われる。

(4) 章結

任期に関しては、平均すると1人あたりの任期は1年未満であった。

位階に関しては、mir-i miran位で就任した者が半数を占めた。つまり、それ以前のように宰相位であることは、トゥルハラ県令に就任するための必須条件ではなくなったといえる。

トゥルハラ県令に就任する前の職については、比較的近い場所の官職を務めていた者が多かったものの、様々であった。

経歴に関しては、1840年代前半と1854年以降に就任した者たちは武官あるいは軍務経験者であったが、その間の期間は文官が就任した。つまり、1840年代前半は武官が就任していたが、ムーサ・パシャが就任した1845年以降約10年間は文官が就き、1854年になると武官としての経歴が県令として選出される際に要素となったといえる。

出身地に関しては、選出の際にはあまり考慮されなかったと推測される。

就任条件としては、軍務経験や出身（地域情報の有無）よりも、実務経験や官僚としての実績が重要視されていたようである。上記のミュニブ・メフメト・パシャ（番号6）、サーミー・アブドゥラフマン・パシャ（番号10）、キャーニ・メフメト・パシャ（番号12）の経歴がそのことをよく示している。ただし、情勢が不安定になった1854年頃は再び軍務経験が就任の重要な要素となった。

おわりに

文書史料などからより正確な任期の確定が今後の課題であるものの、刊行史料に基づいた考察の結果、以下のような19世紀前半におけるトゥルハラ県令人事の傾向を見出すことができた。

①任期に関しては、1820年代は任期が短かったが、1830年代は任期が長くなり（2年以上）、1840年代以降は再び任期は短くなった。このような1820年代と40年代以降の傾向は、ほかの時代や他県の傾向とも一致している。そしてこれは、オスマン帝国は18世紀と同じ課題、すなわち、地方行政官となる資格を持つ者（「パシャ」の称号を持つ政府高官）が過剰に存在していたために頻繁に交代せざるを得なかった（Kılıç 2016: 225）という問題が、19世紀前半でも解消されていなかったことを示している。1830年代のみ各就任者の任期が長かった理由については、前述のようにギリシア独立戦争後の復興のために有能な者による安定した統治が行われるように考慮されたためと考えられるが、1854年前半の騒乱以降のトゥルハラ県令就任者の事例⁽¹⁶⁾と比較することで、この仮定が適切かどうかにより明白になるとと思われる。

②位階については、1820～30年代にトゥルハラ県令に就任した者はほぼ宰相位であった。一方、1840年代以降は宰相位で就任した者は減少し、その下の位階 mir-i miran 位で就任した者が増

加した。つまり、タンズィマート期に入ってから、トゥルハラ県令の格式が低くなったといえる一方で、位階は重要視されなくなったともいえる。

③就任前の経歴に関しては、1820年代はギリシア独立戦争の影響と思われるが、就任者はいずれも何らかの軍務経験を有する、あるいは地域情勢に精通していた。さらに、ムスタファ・ヌーリー・パシャと経歴が不明なハサン・パシャを例外として、1840年代半ばまではそのような傾向にあったといえる。ところが、ムーサ・パシャが就任した1845年以降ヴァースフ・パシャまでは文官といえる者たちが就任した。しかし、ヴァースフ・パシャの後任となったアリー・ルザー・メフメト・パシャとイスマト・メフメト・パシャはいずれも豊富な軍務経験を持っていた。これは、1854年にはいつてトゥルハラ県の治安が徐々に不安定になっていったことが配慮されての人事であったといえる。

このように、トゥルハラ県令の人事傾向は年代により異なっていた。そして、ギュネシュのトゥルハラ県に関する指摘は少なくとも、19世紀前半全ての時期に当てはまるわけではないといえそうである。つまり、トゥルハラ県はギリシアとの緊張関係が続いていた国境地帯の県であったが、常に武官が統治を担っていたわけではなかった。

今後は、上記のような傾向と他の県令や州総督の人事傾向とを比較することで、地方行政の改革期にあたる19世紀前半における、中央政府による地方行政官の人事政策が一層明らかになるだろう。

註

- (1) 本稿で考察対象とする時期では、サンジャク・ベイ (sancak beyi)、ムタサッルフ (mutassarıf)、カイマカム (kaymakam)、ミュテセッリム (mütesellim) が県令を意味する用語といえる。これらのうち、最もよく使われていたのはムタサッルフであり、カイマカムは1842年以降に県令を指す言葉となった。ミュテセッリムは「県令代理」として理解される。なお、本来は州総督を意味するヴァーリー (vâli) が、幾つかの史料では県令の意味で使われている。
- (2) その契機となったのが、1854年前半に発生した騒乱であったと推測される。この騒乱については、吉田2018などを参照。
- (3) 首相府オスマン文書館 (Başbakanlık Osmanlı Arşivi (BOA)) 所蔵、İ. DH., 68/3397である。筆者はこの文書を未見であるが、番号からは1842年末の史料と推測される。
- (4) 本稿では、CHの300番代の多くの号は参照できなかった。今後の課題としたい。
- (5) アリー・パシャは、ヤンヤ、トゥルハラ、セラーニキ、マナストゥル Manastır 県で200以上の広大な大農地を所有していた (TC12: 35)。
- (6) 地方行政制度は頻繁に変更されたので、県令の職務もたびたび変化した。その変遷は非常に

複雑であるため、説明は省略する。タンズィマート期の地方行政改革の変遷については、Çadırcı 1991; Shaw 1992; 佐原 2003; 秋葉 2007などを参照。

- (7) ムスタファ・ヌーリー・パシャは、同名のムスタファ・ヌーリー・パシャ（表1の番号14・16）との談笑のなかで、マフムト2世治世末期ではトゥルハラ県はセラーニキ県やヤンヤ県よりも豊かであったという話をきいた、と年代記に記している（NV3: 80）。
- (8) 1808年以前には、少なくともアリー・パシャの長男ムフタル・パシャ Muhtar Paşa が1802/03年から1804年3月3日の間、トゥルハラ県県令であった（AT1: 409; SO4: 414; Sezer 1995: 156）。
- (9) 当時、陸軍総司令官として絶大な権力を持っていたメフメト・ヒュスレヴ・パシャとのエジプト問題をめぐっての争いにより、宮廷から排除されて「左遷」のようなかたちでトゥルハラ県県令となった（TA3: 3）。
- (10) ムスタファ・ヌーリー・パシャの最初の就任の際には、才能 (isti'dād) や能力 (kabiliyyet) が評価されて、トゥルハラ県県令に任命された（TL4: 749-750）。また、2度目の就任の際には、「教養 (terbiye) や生来の能力 (cevher) や知性 (fetânet)、トゥルハラ県県令を務めた時の実績」が考慮された（TV150: 3）。
- (11) 徴税官制度の導入とそれに伴う混乱については、Feyzioğlu 2009; 秋葉 2010; 秋葉 2011; Bayraktar 2012などを参照。
- (12) ヒンメット・アーはトゥルハラ・アラソニヤ Alasonya・ドムニク Dömnik 郡、アフメト・エフェンディはイエニシェヒル・オリンポス Olimpos・カテリン Katerin・ビラトミナ Bilatmina 郡、サーリフ・ベイはエルミイエ Ermiye・ココシュ Kokoş・ゴロス Golos・ヴェレスティン Velestin・チャタルジャ Çatalca 郡を担当した。また、ハサン・パシャはイエニシェヒル・オリンポス・カテリン・プラトマナ郡、ネジブ・ベイはトゥルハラ・アラソニヤ・ドメネク Dömenek 郡、アフメト・ベイはゴロス・エルミイエ・ココシュ・ヴェレスティン・チャタルジャ郡を担当した。
- (13) キヤーニ・メフメト・パシャ（番号12）については、エジプトで具体的にどのような官職に就いていたかは不明であるが、トゥルハラ県県令離任後の官職が財務省ジマート委員会委員長 (Maliye zimemât komisyonu reis)、会計審議会議長 (Meclis-i Muhâsebe reisi) などであったことや、「会計業務に精通していたので関税制度を整え、収入を増加させた」と記されていることから（SO4: 75）、文官であったと思われる。
- (14) イスマイル・ラフミ・パシャ（番号9）は祖父のアリー・パシャが討伐されたことによってイスタンブルに連行されている（SO1: 385）。サーミー・パシャ（番号12）は1814/15年にペロポネソス半島の中心都市トリポリチェ Tripoliçe で生誕したが、ギリシア独立戦争の影響により、ヒジュラ暦1239年（1823/24）にはエジプトに逃れている（SM: 33）。

- (15) トウルハラ県令就任前のムーサ・パシヤは財務大臣として絶大な権力をもっていたので(秋葉 2011: 238)、権力闘争の末にトウルハラ県に「左遷」されたとも考えられる(Pakalın 1939: 55)。また、他の理由として、1843年12月頃～44年9月頃までトウルハラ県の財務担当官(mâl müdürü)であったラーティフ・エフェンディ Latif Efendi の汚職未遂(TV275: 3, 284: 4)が当時発覚しており、アリー・パシヤから接収した多くの大農地が存在し、大きな収入が見込めるトウルハラ県の財務の立て直しのために任命された可能性も考えられる。
- (16) Kuneralp 1999: 40 では、イスメト・メフメト・パシヤ(表2の番号15)以降の1850年代にトウルハラ県令に就任した者とそれぞれの就任年月を、メフメト・エミン・パシヤ Mehmet Emin Paşa : 1855年3月、メフメト・リファト・パシヤ Mehmet Rifat Paşa : 1857年11月、ヒュセイン・ヒュスニユ・パシヤ Hüseyin Hüsnü Paşa : 1858年5月、アズイズ・パシヤ Aziz Paşa : 1858年8月、タイブ・パシヤ Taib Paşa : 1859年5月、としている。つまり、1854年の騒乱による荒廃からの復興のために、長期の安定した統治が行われていたわけでは必ずしもなさそうである。1854年以降のトウルハラ県統治政策については、今後より精緻な考察が必要であろう。

史料(略号順)

- AT: Mütercim Ahmed Âsım Efendi.2015., *Âsım Efendi Tarihi (Osmanlı Tarihi 1218-1224/1804-1809)*, Ziya Yılmaz. haz., 2vols, İstanbul: Türkiye Yazma Eserler Kurumu Başkanlığı.
- CH: *Ceride-i Havâdis*
- ET: Sahnâflar Şeyhi-zâde Seyyid Mehmed Es'ad Efendi.2000., *Vak'a-nüvis Es'ad Efendi Tarihi (Bâhir Efendi'nin Zeyl ve İlaveleriyle) 1237-1241/1821-1826*, Ziya Yılmaz. haz., İstanbul: Osmanlı Araştırmaları Vakfı.
- LT: Ahmed Lûtfi Efendi, 1999. *Vak'anüvis Ahmed Lûtfi Efendi Tarihi*, Nuri Akbayer. haz., vol.1-8, İstanbul: Yapı Kredi; Ahmed Lûtfi Efendi, 1984. *Vak'a-nüvis Ahmed Lûtfi Efendi Tarihi*, M. Münir Aktepe. yay., vol.9, İstanbul: İstanbul Üniversitesi Edebiyat Fakültesi Matbaası.
- NV: Mustafa Nuri Paşa.1327, *Netâyicü'l-vukû'ât*, vol.3, İstanbul: Uhuvvet Matba'ası.
- SD: *Sâlnâme-i Devlet-i 'Aliyye-i 'Osmaniyye*, vol.1(1263h/1846・47)-10(1272h).
- SM: *Salnâme-i Nezâret-i Ma'ârif-i 'Umûmiye*, vol.1(1316h/1898・99).
- SO: Süreyyâ, Mehmed. 1971. *Sicill-i 'Osmânî*, vol.1-4, İstanbul: Gregg International.
- TA: Tayyazade Ahmed 'Ata. 1298. *Tarih-i 'Ata*, vol.2-3, İstanbul.
- TC: Ahmed Cevdet Paşa. 1309. *Tarih-i Cevdet: tertîb-i cedîd*, 12vols, Dersa'âdet: Matba'a-ı 'Osmaniye.
- TŞ: Şânî-zâde Mehmed 'Atâ'ullah Efendi.2008., *Şânî-zâde Târîhi [Osmanlı Tarihi (1223-1237/1808-1821)]*, Ziya Yılmaz. haz., 2vols, İstanbul: Çamlıca.

TV: *Takvîm-i Vekâyi'*

VH: Rif'at, Ahmet.1866?: *Verdü'l-Hadâ'ik*, İstanbul.

参考文献

- Akbal, Fazıla.1951. "1831 Tarihinde Osmanlı İmparatorluğu'nda İdari Taksimat ve Nüfus", *Belleten*, 15/60 , 617-628.
- Bayraktar, Uğur Bahadır. 2012."Maliyenin Maliyeti: Tırhala'da muhassıllık düzeni, 1840-1842," *Tarih ve Toplum Yeni Yaklaşımlar*, 15, 7-34.
- Çadırcı, Musa. 1991. *Tanzimat Döneminde Anadolu Kentleri'nin Sosyal ve Ekonomik Yapıları*, Ankara: Türk Tarih Kurumu.
- Çoruh, Haydar.2013. "Kıbrıs Kaymakam ve Mutasarrıfları (1850 +)," Zekeriya Kurşun – Haydar Çoruh.haz., *Tarihimizden Portreler Osmanlı Kimliği*, İstanbul: Ortadoğu ve Afrika Araştırmacıları Derneği, 311-338.
- Feyzioğlu, Hamiyet Sezer.2009. "Muhassıllık Uygulaması Hakkında Bir Belge", *Belgeler*, XXX/34, 67-126.
- Feyzioğlu, Hamiyet Sezer.2016. *Tepedelenli Ali Paşa İsyanı: bir osmalı valisinin hazin sonu*, İstanbul: Türkiye İş Bankası Kültür Yayınları.
- Güneş, Mehmet. 2014. *Osmanlı Devleti'nde Kaymakamlık (1842-1871)*, İstanbul: Kitabevi.
- İnbaşı, Mehmet.2016. "Selânik Sancağı ve İdarecileri (1750-1800)," Hasan Babacan and Sevilay Özer.(haz.), *Sosyal ve Liberal Bilimlerde Yeni Yönelimler*, vol.2, Ankara: Gece Kitaplığı, 527-545.
- Kılıç, Orhan.2010. "18.Yüzyıl Osmanlı Eyalet ve Sancak Tevcihatının Sistematiği Tetkiki," *XV. Türk Tarih Kongresi: Ankara: 11-15 Eylül 2006, kongreye sunulan Bildiriler*, vol.4-1, Ankara; Türk Tarih Kurumu, 1025-1044.
- Kılıç, Orhan. 2016. "18.yüzyılda Rumili Eyaleti'ne Yapılan Vali Atamalarının Sistematiği Olarak İncelenmesi," *Archivum Ottomanicum*, 33, 213-234.
- Kılıç, Selda.2009. "Tanzimat'ın İlanından 1864 Düzenlemesinin Uygulanmasına Kadar Geçen Dönemde Valilik Kurumu," *Tarih Araştırmaları Dergisi*, 28/45, 43-62.
- Kuneralp, Sinan. 1999. *Son Dönem Osmanlı Erkân ve Ricali (1839-1922): Prosopografik Rehber*, İstanbul: İsis.
- Örenç, Ali Fuat. 2006. "Mutasarrıf," *Türkiye Diyanet Vakfı İslâm Ansiklopedisi*, vol.31, İstanbul: İSAM, 377-379.
- Özdemir, Rifat. 1986. *XIX.yüzyılın İlk Yarısında Ankara (Fiziki, Demografik, İdarî ve Sosyo-Ekonomik*

- Yapısı 1785-1840*, Ankara: Kültür ve Turizm Bakanlığı.
- Pakalın, Mehmet Zeki.1939. *Tanzimat Maliye Nazırları*, İstanbul: Kanaat Kitabevi.
- Satış, İhsan. 2015. “Kudüs Mutasarrıfları (1841-1902),” *Tarih İnceleme Dergisi*, XXX / 2, 545-572.
- Serbestoğlu, İbrahim. 2014. “Yunanistan’a Geçiş Süresinde Tesalya Müslümanlarının Durumu,” *Belleten*, 78/283, 1075-1098.
- Sezer, Hamiyet.1995. “Tepedelenli Ali Paşa’nın Oğulları”, *Ankara Üniversitesi Dil ve Tarih-Coğrafya Fakültesi Tarih Bölümü Tarih Araştırmaları Dergisi* , XVII/28, 155-164.
- Sezer, Hamiyet.2005. “ Tepedelenli Ali Paşa ve Oğullarının Çiftlik ve Gelirlerine İlişkin Yeni Bilgi-Bulgular”, *Ankara Üniversitesi Osmanlı Tarihi Araştırma ve Uygulama Merkezi Dergisi(OTAM)*, 18, 333-357.
- Shaw, Stanford J. 1992. “Local Administrations in the Tanzimat,” Hakkı Dursun Yıldız.haz, *150. Yılında Tanzimat*, Ankara: Türk Tarih Kurumu, 33-49.
- Sinaplı, Ahmet Nuri.1987. *Şeyhül Vüzera, Serasker Mehmet Namık Paşa*, İstanbul: Yenilik Basımevi.
- Süreyyâ, Mehmed.1995-97. *Sicill-i Osmanî yahud Tezkire-i Meşâhir-i Osmâniyye*, Ali Aktan, et.al. haz., vol. I -IV/ II , İstanbul: Sebil Yayınevi.
- Şirin, Veli. 2002. *Asâkir-i Mansûre Ordusu ve Seraskerlik*, İstanbul: TATAV.
- 秋葉淳 2007 : 「第4章 オスマン帝国における代議制の起源としての地方評議会」 粕谷元 (編) 『トルコにおける議会制の展開 : オスマン帝国からトルコ共和国へ』 (東洋文庫叢書 70)、財団法人東洋文庫、pp. 95-129。
- 秋葉淳 2010 : 「19世紀オスマン帝国における改革と抵抗—1840-41年のアナトリア—」 久留島浩・趙景達 (編) 『国民国家の比較史』 有志舎、pp. 437-453。
- 秋葉淳 2011 : 「タンズィマート初期改革の修正—郡行政をめぐる政策決定過程 (1841-42年)—」 『東洋文化』 91、pp. 219-241。
- 佐原徹哉 2003 : 『近代バルカン都市社会史 : 多元主義空間における宗教とエスニシティ』 刀水書房。
- 長谷部圭彦 2018 : 「オスマン帝国の学事統計史料」 『イスラーム研究地域ジャーナル』 10、pp. 92-96。
- 吉田達矢 2005 : 「19世紀前半におけるオスマン帝国とギリシア王国間の人々の移動と帰属意識 : テッサリア地方の事例を中心に」 『日本中東学会年報』 20-2、pp. 245-268。
- 吉田達矢 2018 : 「オスマン帝国領エピルス・テッサリア両地方における1854年の騒乱に関する一考察」 『明大アジア史論集』 22、pp. 1-24。

表1：マフムート2世期のトゥルハラ県令

| 番号 | 名前 ^{*1} (生没年) | 就任年月日 (離任年月日) ^{*2} [在職期間] | トゥルハラ県令 就任時の位階 (rütbe) | 前任職 | 前任職までの主な経歴 ^{*3} | 備考 | 参考史料・文献 |
|----|-------------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------|-----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 1 | Tepedelenli Ali Paşa (1740 or 44 or 50~1822) | 1808年11月下旬頃 には保持 | vezaret | ヤンヤ県令など | ヤンヤ、セラーニキ、マナス トゥル県令、ルメリ州総督、 主要街道の守備隊長 (derbendât nezâreti) など | ・1820年に討伐される | AT, ET, SO, TC, TŞ |
| 2 | Veliyyüddin Paşa (?~1821) | 1812年8月中旬 (1819年11月13日) [約7年3ヶ月] | vezaret | モラ Mora (ペ ロポネソス半 島) 県令 | アルバニア各県の県令、ロシ アとの戦争に従軍 (1807)、ヴ イディン方面軍司令官 (Vidin Seraskeri) など | ・番号1の次男 ・在任中にセルビ ア蜂起の鎮圧に 参加 ・デルヴィネ県令 も兼任 ・1821年2月に処 刑される | SO, TC, TŞ, Feyzioğlu 2016 |
| 3 | Süleyman Paşa (生没年不明) | 1819年11月13日 (1820年7月?) [約8ヶ月] | mir-i miran | セラーニキ・カ ヴァラ Kavala 両 県の県令 | クリス Klis (ボスニア)、ボス ナ Bosna (ボスニア)、セラー ニキ県などの地方行政官職を 歴任 | ・出身地：アヴロ ンヤ ・主要街道の守備 隊長を兼任 | ET, SO, TŞ, Feyzioğlu 2016 |
| 4 | Mahmud Sabit Paşa (?~1822) | 1820年7月 (1821年10月2日 頃) [約1年3ヶ月] | vezaret | 大麦調達官 (arpa emini)、ドゥラマ Dırama 長官 (nâzırı) | 門衛長 (kapıcıbaşı) | ・ドゥラマの名望 家 (hânedân) ・主要街道の守備 隊長を兼任 | ET, SO, TC, TŞ, Feyzioğlu 2016 |
| 5 | Nâmk Ali Paşa (1778~1837) | 1821年10月2日 [最長で約1年3ヶ 月] | vezaret | アナボル Anadolu (ナウブ リオン) 守備隊 長 (muhâfızı) | フルシンド・アフメト・パシヤ の公用人代理 (kethüdâ vekâleti)、アナボルの砦の守備 隊長 (Anadolu Kal'ası muhâfızı) | ・出身地：モラ ・フルシンド・アフ メト・パシヤの 門下 | ET, SO, TC, TŞ |

| | | | | | | | |
|---|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------|---------|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| | | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・アナボル守備隊長を兼任 ・1822年12月～23年1月の間に、アナボルで捕虜となる | |
| 6 | Reşid Mehmed Paşa (?～1836) | 1823年3月中旬～4月中旬の間 (同年10月下旬～11月初旬) [約7～8ヶ月] | vezaret | コンヤ Konya 州総督 or カラマン Karaman 県令 | mir-i miran 位でメンテシェ県とトゥルジャ Tulca の守備隊長(1808)、ミイデッリ島 Midilli (レスボス島) 守備隊長、キュタヒヤ県令代理、コンヤ県令、番号1に対する討伐軍に参加、アクサライ Aksaray 県令 | <ul style="list-style-type: none"> ・グルジア系 (Gürcü) ・ヒュスレヴ・メフメト・パシヤの門下 ・モラ派遣軍従軍中に任命された | ET, SO, TC, TŞ, VH |
| 7 | Mehmed Paşa (Ebu'l-Beved, Seyyid) (?～1830) | 1823年10月下旬～11月初旬の間 (1824年3月15日) [約5ヶ月] | vezaret | ルメリ州総督・ルメリ方面軍総司令官 (Rumeli Seraskeri) | 上記のフルシド・アフメト・パシヤなどの公用人 (kethüdâ)、mir-i miran 位でアクシェヒル Akşehir 県令 (1812)、vezaret 位でセラーニキとイネバフトウ İnebahtı (レパント) 県令 (1821)、モラ県令 (同年後半)、テケ Teke・ハミド Hamid 両県の県令 (1822)、セラーニキ県令 (1823) | <ul style="list-style-type: none"> ・ルメリ州総督職を兼任 | ET, SO, TC |
| 8 | Ebû Bekir Sıdkı Paşa (?～1834) | 1824年3月15日 [最長で7ヶ月] | vezaret | ルメリでいづれかの官職 or ボル Bolu・ヴィランシェヒル | 伝令長 (çavuşbaş)、大麦調達官、vezaret 位でセラーニキ県令、アナトリア各地の県令や州総督を歴任 | <ul style="list-style-type: none"> ・出身地：モラ | ET, SO, TC, TŞ |

| | | | | | | | |
|----|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------|---------|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| | | | | Viranşehir 両県の 県令 | | | |
| 9 | Salih Paşa (?~1832or33) | 1824年10月下旬~ 11月下旬の間 (1826年8月上旬) [約9~10ヶ月] | vezaret | キョステンディ ル県令とイエ ルギョユ Yergöğü 守備隊 長 | mir-i miran 位 (1809)、イルバ サン県令、ヴァルナ Varna 守備隊長、カレシ Karesi 県令 とババダー Babadağı 守備隊 長 (1820)、イサクジュ İsakçı 守備隊長 | ・出身地：イルバ サン? | ET, LT, SO, TC, TŞ |
| 10 | Nâmuk Ali Paşa (2度目) | 1826年8月上旬 (1827年7月下旬) [最長で約1年] | vezaret | イネバフトウ守 備隊長 | 解放された後、イネバフトウ とカルル県守備隊長 (1825) | ・番号5参照 ・イネバフトウ守 備隊長を兼任 | LT |
| 11 | Ömer Paşa (Milyon Melevan?) (?~1828/29) | 1827年7月25日 (1828年1月ころ) [最長で約6ヶ月] | vezaret | セラーニキとカ ヴァラ両県の県 令 | 番号1の太刀持ち (silahâtâr)、 帝国軍に降り、mir-i miran 位 (1820)、ヤンヤ守備隊長、ヤ ンヤ・アヴロンヤ・デルヴィ ネ県令 | ・アルバニア系 (Arnavut gürûh) ・主要街道の守備 隊長を兼任 | ET, LT, SO, TC |
| 12 | Reşid Mehmed Paşa (2度目) | 1828年1月31日 [約1年] | vezaret | ルメリ州総督 | ルメリ州やヤンヤ州の総督、 ルメリ方面軍司令官 (1824)、 イネバフトウなどの守備隊長 (1828) | ・番号6参照 ・イネバフトウや カルルイリ Karlili 県令を 兼任 (後に主要 街道の守備隊長 も兼任) ・離任後に大宰相 | LT, VH |
| 13 | Mahmud Hamdi Paşa (?~1836) | 1829年1月上旬~2 月上旬 (1831年12月上旬 ~32年1月上旬 or | vezaret | 宰相 (vezîr) | ベンデルリ・アリー・パシヤ の太刀持ち、門衛長 | ・就任中にボスナ 州総督を兼任 | LT, SO, TV |

| | | | | | | | |
|----|------------------------------------------|--------------------------------------------|----------------|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------|
| | | 同年6月) 〔最長で約3年5ヶ月〕 | | | | | |
| 14 | Mustafa Nuri Paşa (1798 or 1800～1879) | 1832年6月25日 (遅くとも1835年3月) 〔最長で約2年9ヶ月〕 | vezaret | 秘書官 (sır kâtibi, 1823) | 宮廷入り (1812頃)、帝室庫局 (Hazine-i hümayûn dâ'iresi)、侍従 (tırnakçı, 1820) | ・出身地：チャンクル Çankırı | LT, SO, TA, TV, Şirin 2002 |
| 15 | Emin Mehmed Paşa (?～1841) | 遅くとも1835年3月 (1837年5月頃) 〔約2年2ヶ月〕 | vezaret | ルメリ州総督代理 (Rumeli kaymakamı) | 門衛長、mir-i miran位 (1827)、ルメリ州総督代理、デルヴィネ県令、vezaret位でヤンヤ州総督、5県の県令 (1832) | ・番号6の息子 ・1836年10月時点でヤンヤ、アヴロンヤ、デルヴィネ県令職も保持 | LT, SO, TV |
| 16 | Mustafa Nuri Paşa (2度目) | 1837年6月上旬 or 7月上旬 〔約2年11ヶ月〕 | vezaret, müşir | エディルネ Edime 州総督 | 番号14参照 | ・最多で5県の県令を兼任 ・離任後に陸軍大臣 (serasker) に就任 | 番号14参照 |

註

※1：表1・2ともに、表1番号1以外の人名表記は、Süreyyâ 1995-97に依った。生没年はKuneralp 1999も参照した。

※2：表1・2ともに、離任の時期が不明な場合は記していない。

※3：表1・2ともに、()内の数字は就任時の年号。また、本文や図1に記載されている州・県名はアルファベット表記を省略した。

表2：タンズィマート期のトゥルハラ県令

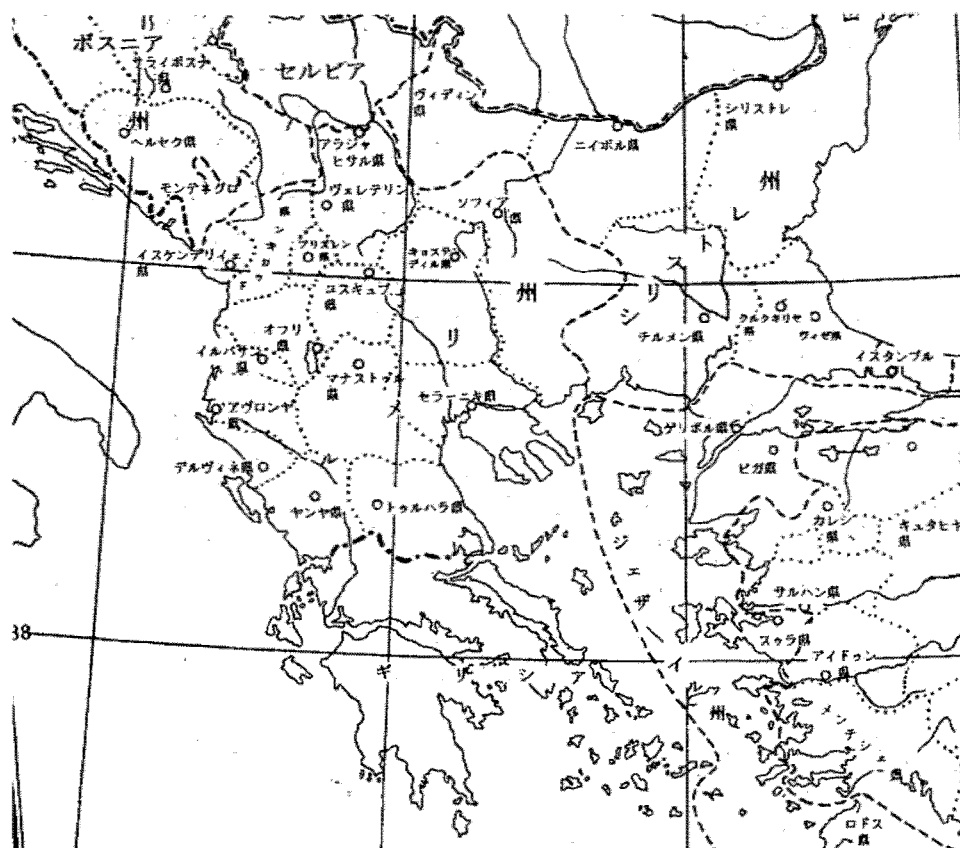
| 番号 | 名前 (生没年) | 就任年月日 (離任年月日) 〔在職期間〕 | トゥルハラ県令 就任時の位階 | 前任職 | 前任職までの主な経歴 | 備考 | 参照史料・文献 |
|----|----------------------------------------|---------------------------------------------------|-------------------|--------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|------------------------------------|
| 1 | Nâmîk Mehmed Paşa (1804 or 06～1892) | 1842年2月 (同年11～12月) 〔約10～11ヶ月〕 | ferik | セラニキ県担当中将 | 御前会議書記局書記、軍に入隊(1826)、1832年までに少将(mirlivâ)に昇進、ロンドン大使(1834)、海軍提督代理(Kaputan-ı deryâ kaymakamı, 1835)、北アフリカ Trablusgarb に派遣される(1836)、アイトウン州総督代理(vekâleti, 1837) | ・出身地：諸説あり ・1840年7月～1842年2月は治安維持担当 ・後に陸軍大臣 | CH, LT, TV, Sinaplı1987, Şirin2002 |
| 2 | Hasan Paşa (生没年不明) | 1842年11～12月 (遅くとも1843年9月下旬～10月下旬まで) 〔約10ヶ月〕 | 不明 | (アルバニア)3県の財務担当官(Elvîye-i sülse umûr-ı mâliyesi me'mûn) | 不明 | | TV |
| 3 | Tayyar Mehmed Paşa (?～1846) | 1843年9月下旬～10月下旬の間 (遅くとも1845年9月25日) 〔最長で約2年〕 | ferik | 海峡 Boğaz or Kal'a-ı Sultaniye 守備隊長 | 帝室庫書記(Hazîne-i hümayûn kâtibi)、軍に入隊、1838年までに少将に昇進、大宰相府評議会議長(Dâr-ı Şûrâ reisi)、中将、キュタヒヤ県担当の中将、クデウス県令 | ・グルジア系(Gürcü) ・キュチュク・ヒュセイン・パシヤの門下 | CH, LT, SO, TA |
| 4 | Safvetî Musa Paşa (1800 or 04～1865) | 1845年9月25日以前 〔最長で約6ヶ月〕 | vezaret, müşir | 財務大臣 Mâliye Nâzırı | ハシブ・パシヤの書記、ジズヤ徴税官(cizye muhassılı)、ワグフ省大臣(Evkâf Nâzırı, 1837)、海軍省事務次官(Bahriye müsteşarı, 同)、ムカーター | ・出身地：エディルネ? | CH, SO, LT, Pakalın 1939, TV |

| | | | | | | |
|---|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|-------------|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| | | | | | 庫財務長官 (Hazine-i mukâtaat Defterdârı, 1839)、高等評議会の一員 (Meclis-i Vâlâ azası, 1840)、シヤム州財務官 (Şam Defterdârı, 1841) | |
| 5 | Ziyâeddin Mehmed Paşa (?~1870) | 遅くとも 1846 年 3 月 14 日 (遅くとも同年 12 月まで) [最長で約 9 か月] | mir-i miran | ヤンヤ県県令 | ヴァルナ守備隊長 (1834)、中将 (1840)、mir-i miran 位で文官に転身 (1843)、ルメリ県県令 (1844) | CH, LT, SO, TV |
| 6 | Münib Mehmed Paşa (?~1867/68) | 1847 年 2 月中旬~3 月中旬 [約 6~7 ヶ月] | mir-i miran | ボヅク Bozok 県県令 | エジプトにいた? 徴税官、シヴァス県県令 (1845) | ・出身地: アレッポ Haleb 周辺 CH, LT, SD, SO |
| 7 | İsmail Rahmi Paşa (Tepedelenli-zâde) (?~1874) | 1848 年 9 月以前 [最長で約 1 年 5~6 ヶ月] | mir-i miran | 税調査官 (başbâkikulu) or ヴィゼ県徴税官 | 祖父 (表 1 番号 1) の処刑前後にイスタンブルに連行された、門衛長官 (1828)、第二厩舎長 (mir-i ahûr-i sâni, 1834) | ・表 1 番号 2 の息子 ・1862 年にもトゥルハラ県県令に就任 LT, SD, SO |
| 8 | Mehmed Paşa (1813~1871) | 1848 年 9 月上 or 中旬 (同年 9 月 30 日) [最長で約 1 ヶ月] | mir-i miran | ベオグラード Belgrad 守備隊長 | 宮廷勤務後、軍に入隊、ロンドンやパリで遊学 (1832~34)、近衛第 5 連隊長 (Hassa beşinci alayı binbaşı)、砲兵工廠 (tophâne) で勤務 (1839)、大宰相府評議会の一員 (1840)、mir-i ümera 位で文官へ転進 (1843)、アッカ Akka 守備隊長 (1844)、クデュス県県令 (1845)、mir-i miran 位 (1846)、トゥルノヴァ Timova 県県令 | ・出身地: キプロス島 (Kıbrıs) ・後に大宰相 CH, SO, TA, TV |

| | | | | | | | |
|----|--------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|-------------|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|----------------------------------|
| | | | | | (同) | | |
| 9 | Ziyâeddin Mehmed Paşa (2 度目) | 1848 年 10 月 〔最長で約 6 ヶ月〕 | vezaret | ルメリ県県令 | 番号 5 参照 | ・番号 5 参照 | CH, LT, SD, SO, TV |
| 10 | Sâmi Abdurrahman Paşa (1795 or 1814/ 15~1880/81) | 1849 年 2 月? (遅くとも 1850 年 6 月中旬まで) 〔最長で約 1 年 4 ヶ 月〕 | mir-i miran | エジプトにいた (1848 年頃ま で) | 1823/24 年にエジプトに移住、 文官として勤務、外交官 (mura- hhas) としてイスタンブルに来 訪 (2 度) | ・出身地: モラ ・後に教育省大臣 | CH, LT, SD, SM, SO, SM, TV |
| 11 | Cemalettin Mehmed Paşa (1811~1880) | 1850 年 11 月上~中 旬の間 (1851 年 10 月 23 日 以前) 〔最長で約 11 ヶ月〕 | mir-i miran | トゥルノヴァ県 県令 | 宮廷で護衛官 (silahşör)、門衛 長、門衛隊公用人 (kapıcılar kethüdâsı, 1829)、各地の県令職 (mütesellimlik) を歴任 | ・出身地: 不明 | CH, LT, SO, TV |
| 12 | Kâ(m)ni Mehmed Paşa (1805~1885) | 1851 年 9 月下旬~10 月上旬の間 (1852 年 9 月上旬~ 10 月上旬) 〔約 1 年〕 | mir-i miran | エジプトにいた (1849 年頃ま で) | 翻訳局見習い (Tercüme Kaleni çırağı)、エジプトへ | ・タタール (Tatar) | CH, LT, SD, SO, TV |
| 13 | Vasıf Paşa (?~1862) | 遅くとも 1852 年 10 月 13 日 (1854 年 2 月中旬~ 下旬の間) 〔約 1 年 4 ヶ月〕 | mir-i miran | トラブゾン Trabzon 州総督 | コジャエリ Kocaeli 県県令、ニ シュ Niş 県県令 (1850)、ベオ グラード守備隊長、近衛軍団 元帥 (Hassa Müşirliği)、ヴィデ イン州総督 | ・出身地: ブルサ (Bursalı) | CH, LT, SD, SO, TV |
| 14 | Ali Rıza Mehmed Paşa (?~1877) | 1854 年 2 月上~中旬 (同年 6 月 2 日) 〔4 ヶ月〕 | vezaret | ユスキュブ州総 督 | 宮廷勤務後、軍に入隊 (1826)、 1838 年までに少将に昇進、大 宰相府評議会の一員 (1841)、 イスタンブル駐屯軍参謀 (Dersaadet Ordusu erkânı, | ・出身地: イスタ ンブル? (Şehri) | CH, LT, SO, TA, TV |

| | | | | | | |
|----|-------------------------------|--------------------------------------------|---------|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| | | | | | 1843)、アルバニアへ派遣される (1844)、中將位で予備役軍司令官 (asâkir-i redife kumandâni, 1848)、vezaret 位でシェフリゾル Şehrizer 州総督 (1848)、ヴィディン Vidin 州総督、ヤンヤ州総督 (1851)、ソフィア駐屯軍司令官 (Sofya kumandâni, 1853) | |
| 15 | İsmet Mehmed Paşa (?~1866) | 1854年6月26日以前 (遅くとも1855年4月) [最長で約8ヶ月] | vezaret | トラブゾン州総督 | 宮廷勤務後、軍に入隊、1833年までに少將に昇進、ドッカキン県令、中將 (1837)、ニシュ県令 (1840)、参謀 (1843)、vezaret 位でフィリベ Filibe 県令 (1848)、アナトリア巡察官 (Anadolu müfettişi, 1850) | CH, LT, SD, SO, TV |

図1: 1831年のオスマン帝国の行政区分 (一部)



Akbal 1951 に添付されている図を基に作成

附記: 本稿は、2018年度名古屋学院大学研究助成金(研究課題名: 19世紀オスマン帝国とギリシア王国間の国境地域に対するオスマン帝国政府の統治政策)による研究成果の一部である。

(名古屋学院大学国際文化学部講師)